

第4章 子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり

第4章「子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり」は、京都市における「母子保健計画」に位置付けられるものです。

国における「健やか親子21」（2000（平成12）年策定）の趣旨を踏まえるとともに、京都市において推進している「京都市民健康づくりプラン」（2002（平成14）年3月策定）、「京（みやこ）・食育推進プラン」（2007（平成19）年1月策定）、歯の生えはじめからの、切れ目のない歯と口の健康づくりを目指した京都市口腔保健推進行動指針「歯ッピー・スマイル京都」（2009（平成21）年3月策定）との整合を図り、親と子の健康づくりや健康を支援する環境づくりを推進するための計画として策定するものです。

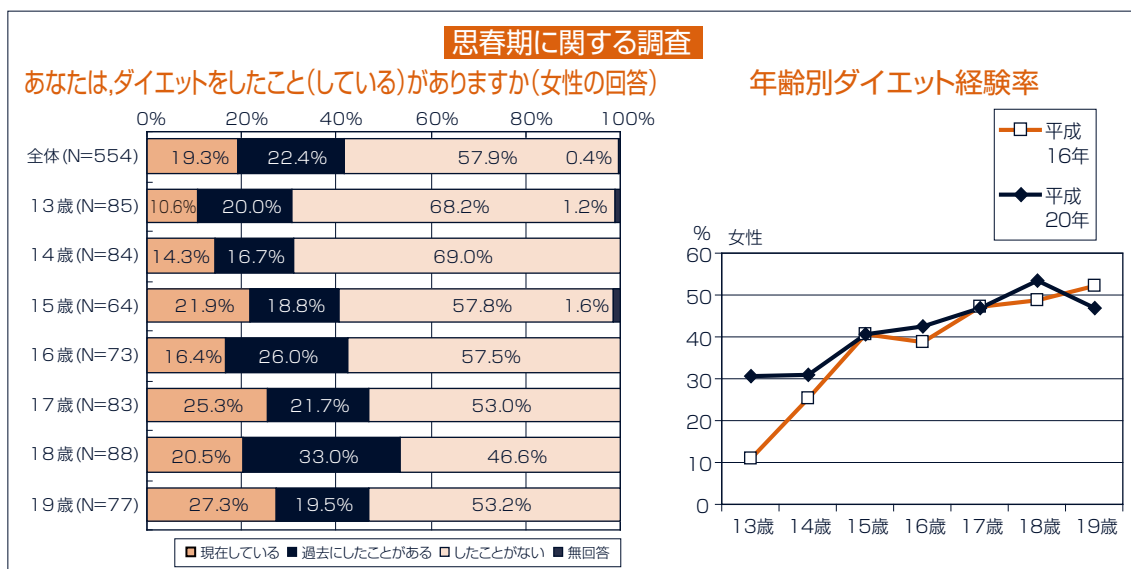
（1）思春期のころとからだの健康づくり

現状と課題

思春期における不適切な生活習慣は、本人の現在の問題にとどまらず、生涯にわたる健康に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

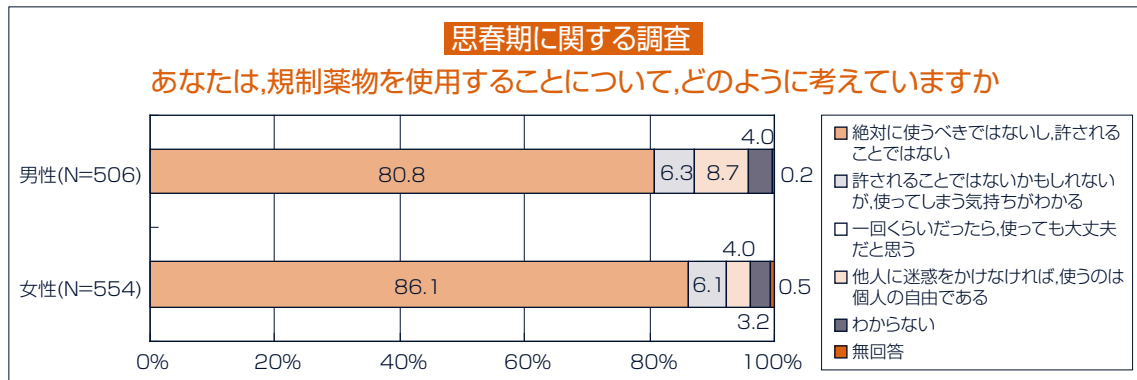
2008（平成20）年10月に実施した「京都市思春期に関する意識調査」（以下「思春期に関する調査」という。）によると、前回調査と比較して、朝食の摂取状況の向上をはじめとして、喫煙と飲酒に関する意識が向上するなど、全体として健康に対する意識や行動は高まっていますが、女性のダイエット経験率の増加や低年齢化、防煙や規制薬物に関する意識の更なる徹底、「イライラする」などのこころの状態や朝食の摂取状況など食生活改善については、今後取り組まなければならない課題です。

若い女性の不健康な「やせ」や過度のダイエットについては、貧血や骨そしょう症、月経不順などの原因となり、将来の不妊や低体重児の出産など妊産婦の健康にも大きな影響を及ぼすことから、これらの正しい知識について本人・保護者への積極的な普及啓発を行い、食育やこころの問題なども併せ、意識の向上を図る必要があります。



喫煙は、生涯の健康に大きな影響を及ぼしますが、年齢が高くなるにつれて「少しくらいであれば、それほど健康に害はなく、かまわないと思う」とする回答が増加していることから、喫煙及び受動喫煙の影響について、学童期などより早期からの教育が必要です。

規制薬物の使用に関しては、8割以上が「絶対に使うべきではないし、許されることではない」と考えているものの、インターネットや携帯電話の使用により、薬物を簡単に入手しやすい状況にあることから、全国的に薬物乱用の低年齢化が危惧されており、思春期の子どもたちに薬物が「おしゃれ」で「格好いい」との誤った認識が広がることが懸念されます。



また、思春期の子どもたちをはじめとする若者の間で性行動が活発化していることを背景に、全国的に性感染症の若者への広がりが深刻な問題となっており、京都市においても性器クラミジア感染症の感染者報告数の中で10代後半から30代前半の感染者の占める割合が9割を超える(平成20年度)状況となっています。望まない妊娠の問題とも併せて、子どもの年齢や生活環境に応じたより効果的な性教育の推進が求められています。

思春期は子どもから自立した若者へと成長する過渡期であり、心身共に成長が著しく、心と体のアンバランスをきたしやすい複雑な時期ですが、気力や体力・学習意欲の低下を予防するためには、規則正しい生活習慣の確立が必要です。

これら思春期における問題は、本人の生涯にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、将来、親になる者として次世代にも影響を及ぼす問題であり、学校保健、地域保健及び子育てにかかわる機関が連携した積極的な取組が必要です。

施策を展開する今後の方向性

思春期は、^{いのち}生命を次世代に伝えはぐくむ基礎づくりの重要な時期であることを踏まえ、学校保健との連携のもと、自らの人生の方向付けや目標づくりの支援と併せ、健康の大切さの認識と、生涯を通じた健康づくりに向けた意識の向上を図ります。特に、性については、将来の妊娠、出産、子育てを見据え、思春期からの正しい知識の普及啓発を推進します。

また、思春期の問題は思春期を迎えて突然に生じるものではなく、乳幼児期からの様々な生活体験を踏まえて生じるものであることから、乳幼児を育てる親への教育も含め、幼少時からの家庭教育や学校教育など、様々な機会を捉えて「生命」を大切に^{かんよう}心を涵養します。

【施策・主な取組】（**000**=重点施策, **000**=推進施策）

115 思春期の性と母子保健教育の推進

自らの性の問題について、将来の健やかな妊娠・出産、子育てを見据えて、地域保健・学校保健・子育てにかかわる機関が連携して、正しい知識の普及啓発を行います。

＜保健福祉局, 教育委員会＞

【主な取組】◇中高生と赤ちゃんとの交流事業の充実 再掲(P.153)

◇学校で行う性教育の実施

◇不妊に関する普及啓発事業の実施 **新規** 再掲(P.115)

◇地域保健・学校保健・子育てにかかわる機関連携の強化

◇「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の策定・実践 **新規** 再掲(P.136)

116 性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒に関する正しい情報提供と思春期健康教育の充実

性感染症感染防止、薬物、防煙、飲酒、不健康な「やせ」等について、自ら考え、自分を大切にしながら行動できるように、保健センター等専門機関が正しい情報提供を行うとともに、学校保健との積極的な連携や家庭や地域、民間団体との協働による食育、防煙等も含めた健康教育の充実を図ります。

＜保健福祉局, 教育委員会＞

【主な取組】◇関係する専門機関による正しい情報提供の実施

◇専門機関と学校保健の連携や地域、民間団体との協働の強化

◇中高生の防煙教室

117 思春期のこころの健康問題への対応の充実

思春期のこころの健康問題に適切に対応するため、子どもが抱えるストレスや悩みなどの相談を行い、不安を軽減するとともに、こころの問題を早期に発見し、治療に結びつけるなど個々の問題に応じた支援を行います。

＜保健福祉局, 教育委員会＞

【主な取組】◇こころの健康増進センターで行う思春期外来や相談

◇保健センターで行う相談

◇学校で行うスクールカウンセラーによる相談

◇京都府警察（少年サポートセンター）で行う相談

◇こども相談センターパトナで行う相談

◇医療機関で行う相談

118 思春期にかかわる関係機関の連携の強化

複雑困難な背景をもつ問題について、効果的な支援のあり方を構築するために、関係機関の連携強化と相談体制の充実を図ります。

＜保健福祉局, 教育委員会＞

【主な取組】◇思春期・青年期精神保健ケースマネジメント事業の実施

◇「京都市児童・生徒登校支援連携協議会」の取組

(2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

現状と課題

妊娠・出産・産褥期^{しよく}の女性は、短期間での大きな心身の変化に加えて、生まれてくる子どもに愛情を注ぎ、育てるという長期にわたる責任を負うことになるため、ライフスタイルの変化を要求される時期にあります。加えて、女性の生き方の多様化や出産の高年齢化、不妊治療や低体重児の増加など母親を取り巻く状況は大きく変化し、多くの妊産婦が不安や精神的な落ち込みなどを感じています。

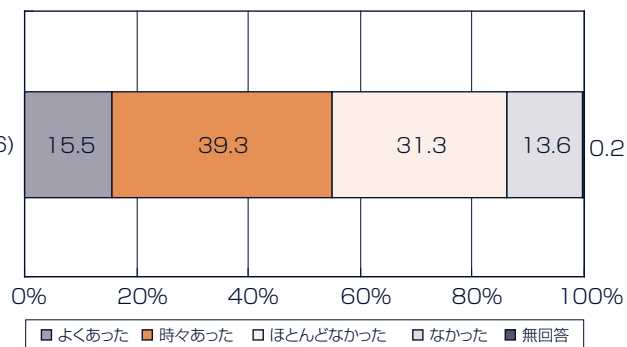
2008(平成20)年10月から11月にかけて実施した「京都市母子保健に関する意識調査」(以下「母子保健に関する調査」という。)においても、「妊娠中や出産後間もなく、精神的に落ち込むことやイライラを感じるがあった」とする回答は54.8%(よくあった:15.5%,時々あった:39.3%)で、その時期については出産後1か月以内が最も高く半数近くを占めています。妊産婦の孤立化を防ぐとともに、不安やストレスの軽減を図り、妊娠・出産の時期を安心して過ごすことができるよう、身近な地域で家庭を見守る体制が必要です。

また、妊娠期からの父親の育児参加の促進に向けては、プレパパ・ママ教室の休日開催等、就労している妊婦も含めて、より参加しやすい開催形態の検討が必要ですが、根本的な改善に向けては、社会全体として働き方の見直しも視野に入れた意識啓発等の取組が必要であると考えられます。

母子保健に関する調査

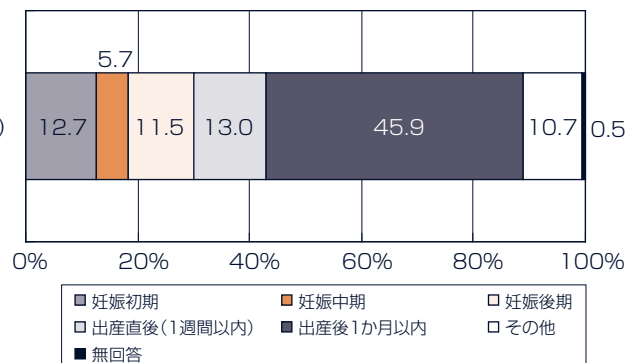
お子さんを妊娠中や出産後まもなく、精神的に落ち込むことやイライラを感じるがありましたか

(N=1,726)



「よくあった」、「時々あった」と答えられた方への質問
それは、いつ頃から感じるようになりましたか

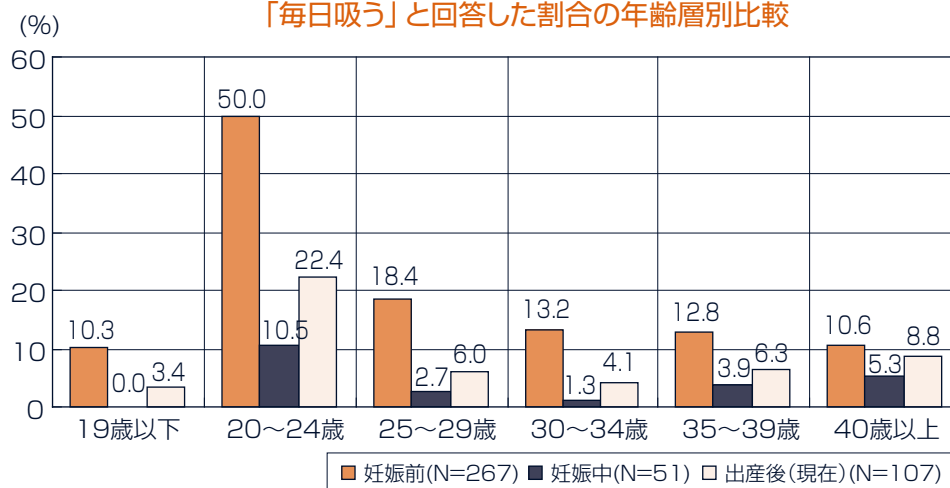
(N=947)



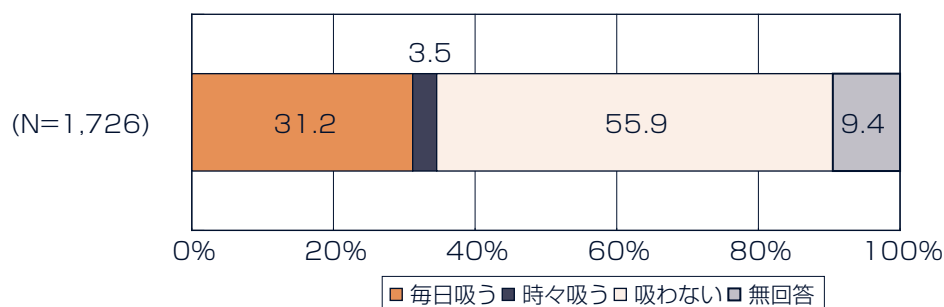
産後の母親は、出産後の疲労に加え、育児のための不安や不眠など、身体的にも心理的にも不安定な状況にあります。特に産後うつ等のこころの健康問題や子どもの発育等に不安がある場合は、母親が閉じこもりがちになり、子どもの発育・発達にも大きな影響を及ぼすため、外出が困難で孤立化しやすいこの時期には、保健師の家庭訪問による保健指導だけでなく、家事や育児にまで踏み込んだより積極的な支援が必要です。

妊娠前後の喫煙状況については、妊娠前、妊娠中、出産後を通じて20歳代前半での喫煙率が極めて高い傾向にあります。また、配偶者の喫煙は、「毎日吸う」が31.2%です。妊産婦の喫煙や受動喫煙は、低体重児の増加や母乳への影響があることから、妊娠中からの家族を含めた禁煙サポートが必要です。

母子保健に関する調査 「お母さんはタバコを吸いますか」の質問に対し、「毎日吸う」と回答した割合の年齢層別比較



同居の方がおられる方への質問 その方はタバコを吸いますか



さらに、妊娠中に妊婦健康診査を受診しないなど、妊娠・出産や育児に関する意識が低い妊婦に対しては、安心して出産、育児ができるように関係機関と連携したきめ細かな支援が必要です。2008（平成20）年度に京都市で発生した生後間もない乳児の遺体遺棄事件の検証結果報告書においても、妊娠中からの医療機関と連携した支援の必要性が示されています。

なお、現在増え続けている不妊の問題については、治療を受けている夫婦だけの問題ではなく、社会全体として、不妊の原因や対応について理解を深めるとともに、将来の妊娠に向けて、思春期の時期から不妊に関する正しい知識の普及啓発を行うことが必要です。

施策を展開する今後の方向性

妊産婦が安心して妊娠・出産の時期を過ごすことができるよう、妊婦健康診査の定期的な受診や歯科健診の受診を促進するなど、健康に関する意識の向上と併せて、身近な地域で家庭を見守る体制づくりを推進します。

また、虐待を未然に防止するために、医療機関と保健センターの連携による、妊娠期からの出産準備に向けたきめ細やかな支援に取り組みます。

さらに、産後うつ病等により特に支援が必要な家庭については、子どもの適切な発育・発達を確保するため、専門的な訪問指導などと併せて家事や育児の重点的な支援を推進します。

【施策・主な取組】(000=重点施策, 000=推進施策)

119 妊産婦の健康の保持増進のための支援

妊婦健康診査の定期的な受診の勧奨や健康教室における必要な情報提供などにより、健康に関する意識の向上を図ります。また、多胎など特に支援が必要な妊婦には、母子健康手帳発行時の面接から継続した家庭訪問などによる支援を行います。さらに、地域の子育て支援拠点と母子保健の事業が連携し、身近な地域で家庭を見守る体制づくりに努めます。

＜保健福祉局、教育委員会＞

【主な取組】◇妊婦健康診査の公費負担の拡充

◇母子健康手帳の交付による自己の健康管理の促進

◇すくすく子育て情報発信事業の実施 再掲(P.56)

◇母子健康手帳発行時の面接や家庭訪問指導の実施

◇親子の健康づくり講座*の実施 新規(推進中)

※親子の健康づくり講座

・ ブレバパパママ教室 (対象:妊婦及びその家族)

先輩パパ・ママとの交流、育児・栄養・歯科保健等に関する講習等を実施

・ 離乳食講習会 (対象:乳幼児とその保護者)

離乳食の方法やメニューを紹介、乳児期の食育を目的とした講習等を実施

・ 親子で楽しむ健康教室 (対象:乳幼児とその保護者)

乳幼児期からの生活習慣病対策、家族や地域ぐるみの健康づくり等を目的とし、「親子で楽しく学べる健康づくりプログラム」を活用した講習等を実施

◇新生児等訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)における保健指導などの実施 新規(推進中) 再掲(P.55)

◇育児支援家庭訪問事業の実施 再掲(P.56)

◇妊産婦及び家族への禁煙支援

◇保健センターやこころの健康増進センターで行うこころの健康相談

◇母子保健・子育て支援の機関連携強化

◇「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の策定・実践 新規 再掲(P.136)

120 父親の育児参加の推進

妊娠中から育児に関心を高めるとともに、育児や子どもの発育・発達について学ぶことができるよう情報を提供するなど、父親の積極的な育児参加を推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇すくすく子育て情報発信事業の実施 再掲(P.56)

◇ふれあいファミリー食セミナー(プレママ・パパコース)の実施(休日開催)
再掲(P.129)

◇将来の育児参加に向けた思春期からの性と母子保健教育の推進

- ・中高生と赤ちゃんとの交流事業の充実 再掲(P.153)
- ・学校で行う性教育の実施 再掲(P.110)

◇親子の健康づくり講座の実施 **新規(推進中)** 再掲(P.113)

◇母子保健・子育て支援の機関連携強化 再掲(P.113)

121 妊産婦に優しい環境づくりの推進

妊産婦に優しい環境づくりを推進するために、母性健康管理指導事項連絡カードの周知、プレママ・マークの普及を推進するなど、妊産婦への配慮ある社会を目指した取組を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】◇プレママ支援事業の実施

◇母性健康管理指導事項連絡カード※の周知

※働く妊産婦が通勤緩和や勤務時間の短縮、勤務内容の変更などが必要な場合、主治医から指導を受けた内容を伝えるため事業主に提出するカード

◇受動喫煙防止の普及啓発



(京都市のプレママ・マーク) (国のマタニティマーク)

122 出産準備の支援と虐待の未然防止

虐待を未然に防止するため、妊娠・出産期から医療機関との連携を強化し、保健師等の家庭訪問による母子の心身状況・養育環境の把握、助言など、出産準備をきめ細やかに支援します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇母子健康手帳発行時の面接や家庭訪問指導の実施 再掲(P.113)

◇医療機関と保健センターの連携による妊娠・出産期からの家庭支援の強化 **新規**

◇妊婦健康診査未受診者支援の検討 **新規**

◇育児支援家庭訪問事業の実施 再掲(P.56)

◇外国人の通訳派遣 **新規(推進中)**

123 産後うつ病などの早期発見と対応の充実

産後のマタニティブルーやうつ病を早期に発見し、適切に対応するために、母子健康手帳交付時に、必要な情報を提供するとともに、特に支援が必要な家庭には、保健師等による専門的な支援に併せて、産前・産後ホームヘルプサービスによる家事や育児の支援を行います。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇母子健康手帳発行時の面接や家庭訪問指導の実施 再掲(P.113)
- ◇新生児等訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)における保健指導などの実施 **新規(推進中)** 再掲(P.55)
- ◇育児支援家庭訪問事業の実施 再掲(P.56)
- ◇産前・産後ホームヘルプサービス事業の実施 **新規**
- ◇精神保健福祉相談員による訪問指導の実施
- ◇外国人の通訳派遣 **新規(推進中)** 再掲(P.114)
- ◇医療機関と保健センターの連携による妊娠・出産期からの家庭支援の強化 **新規** 再掲(P.114)

124 妊娠中からの口腔保健の推進

妊娠期には、体調の変化や“つわり”により歯みがきが十分にできない状態が続くことなどから、むし歯や歯周病がおこりやすくなり、妊娠中の歯周病は早産や低体重児の出産につながる恐れもあります。妊娠中の歯科相談・健診による適切な口腔保健指導を行うとともに、生涯を通じた歯の健康と子どものむし歯予防のために、妊娠中から知識・予防方法の情報を提供します。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇親子の健康づくり講座の実施 **新規(推進中)** 再掲(P.113)
- ◇妊産婦歯科相談、健診、指導

125 不妊に対する支援の充実

将来の妊娠に向けて、思春期の時期から不妊に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、不妊治療を受けている夫婦等の相談や交流会および治療費助成などの支援を行います。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇不妊に関する普及啓発事業の実施 **新規**
- ◇不妊相談事業の実施
- ◇不妊治療費助成制度・特定不妊治療費助成事業



(3) 乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援

現状と課題

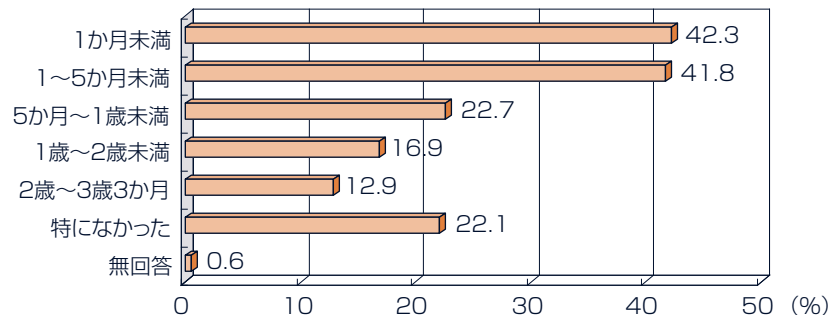
乳幼児期の子どもの心の発達は、一番身近な養育者である母親の心の状態と密接な関係があり、母親の心の状態は父親の態度や生活状態に大きく影響されます。

母子保健に関する調査によると、子育て中で悩みや不安が大きかった時期は、出産後1か月未満と1～5か月未満が最も多く、その内容としては、「育児のこと」あるいは「子どもの発育や発達のこと」が過半数を占めています。また、子どもの年齢が上がるにつれて「育てにくさ」を感じる養育者が多くなっています。

母子保健に関する調査

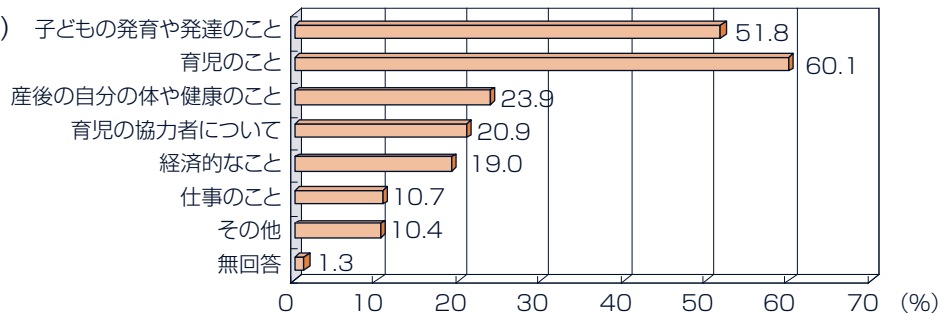
これまでの育児期間の中で、特に悩みや不安が大きかった時期はいつですか（あてはまるもの3つまで選択）

(N=1,726)

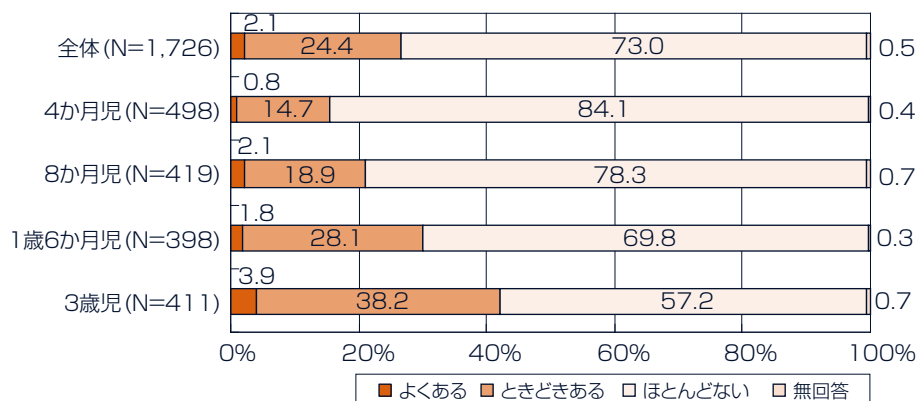


悩みや不安があった方への質問
悩みや不安はどんなことでしたか（主なもの3つまで選択）

(N=1,333)



現在、お子さんを育てにくいと感じることがありますか

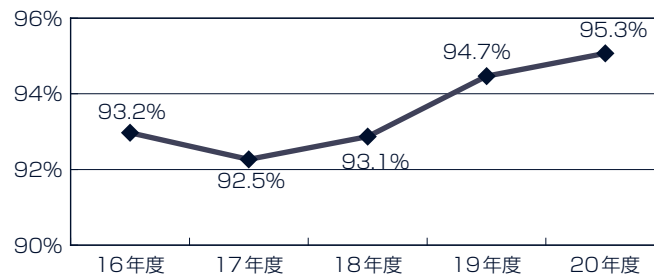


京都市においては、乳幼児の健やかな発達・発達を確保するため、保健センターにおける乳幼児健康診査を子育て支援の重要な機会としてとらえ、疾病の早期発見・治療と育児支援、虐待予防の観点から、子どもと養育者の心身の状況の確認と必要な支援を行ってきました。今後さらに、これら取組を充実させるとともに、近年の課題である、障害が分かりにくく、周囲に理解されにくい発達に支援が必要な子どもへの対応として、子どもの発達及び子育てのしづらさを抱えている母親への支援など、乳幼児健康診査後の適切な対応の充実が求められています。

京都市における乳幼児健康診査受診状況（平成20年度実績）

4か月児	95.7%
8か月児	93.9%
1歳6か月児	95.3%
3歳児	92.3%

京都市における乳幼児健康診査（1歳6か月児健康診査）受診率の推移



（資料：京都市）

また、新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）や育児支援家庭訪問事業など、家庭訪問を通じた母親への支援や、子育て家庭の交流や相談の拠点として子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）の設置にも取り組んでいます。今後については、引き続きこれら相談体制の充実に努めるとともに、自らこれらの施策を利用することが困難な養育者を積極的に把握し、適切な支援に結びつける取組が求められています。

なお、これらの取組を推進する保健センターについては、2008（平成20）年4月に業務の執行体制を見直し、母子・精神保健業務、成人保健・医療業務を担当する職員を明確にするなど、福祉事務所とのより積極的な連携を見据えた体制強化を行ったところですが、今後、その検証を行い、引き続き必要な実施体制の確保を図っていく必要があります。

施策を展開する今後の方向性

子どもの心身の健やかな成長発達のためには、親も含めた健康づくりが大切であり、生活の基礎ができる乳幼児期から親子揃って心身の健康づくりに取り組むことが大切です。

乳幼児健康診査については、その高い受診率を活用し、すべての家庭に対し子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、発達に支援が必要な子どもの早期発見と適切に療育につなぐ支援の充実などに取り組めます。

また、子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）や地域子育て支援ステーションなど地域の子育て支援拠点と母子保健の機関が積極的に連携し、より効果的な相談支援を行うとともに、特に必要があるケースについては、保健センターや福祉事務所、地域における関係機関が適切な役割分担のもと連携した支援が望まれます。

なお、乳幼児健診未受診者など、これらの施策を自ら利用しない、あるいは利用することが困難な家庭に対しては、待ちの姿勢ではなく、家庭訪問などによる積極的なアプローチを行い、適切な支援に結びつけることにより、虐待の未然防止に努めます。

【施策・主な取組】（**000**=重点施策、**000**=推進施策）

126 親子の健康づくりの推進

生涯を通じた健康づくりについて、生活の基礎となる乳幼児期から、親子で心身の健康づくりに取り組む健康教育を、母子保健の機関が地域の子育て支援拠点と連携して推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇親子の健康づくり講座の実施 **新規（推進中）** 再掲（P.113）

◇母子保健・子育て支援の機関連携強化 再掲（P.113）

127 乳幼児健康診査の充実

これまで培ってきた乳幼児健康診査の体制を活用し、疾病を早期発見するとともに、すべての子どもの健やかな成長・発達のために、必要な情報の提供と適切な支援を行います。

<保健福祉局>

目標：P.156 参照

【主な取組】◇親子の健康づくり講座の実施 **新規（推進中）** 再掲（P.113）

（乳幼児健康診査時における親子で楽しむ健康教室の実施）

◇絵本ふれあい事業の充実

◇乳幼児健康診査後の家庭訪問など支援の充実

◇親子すこやか発達教室の実施 **新規** 再掲（P.119）

◇すべての乳幼児健康診査未受診者への支援 再掲（P.119）

128 相談支援体制の充実

育児不安を軽減するため、母子保健の機関が子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）等地域の子育て支援拠点と積極的な連携を図るなど、身近な地域におけるより効果的な相談支援を推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇親子の健康づくり講座の実施 **新規（推進中）** 再掲（P.113）

（親子で楽しむ健康教室の実施）

◇母子保健・子育て支援の機関連携強化 再掲（P.113）

129 子育て支援情報の的確な提供 再掲 (P.56)

子どもの健やかな成長発達のために、育児に必要な情報を効果的に発信します。
「第3章（1）子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり」に記載（P.56）

130 発達の支援が必要な乳幼児への取組

乳幼児の健やかな発達を確保するため、乳幼児健康診査において発達に支援が必要な乳幼児を早期に発見するとともに、適切に療育につなぐ支援を行うなど、親の不安軽減を図ります。

<保健福祉局>

- 【主な取組】 ◇親子すこやか発達教室の実施 新規
◇すべての乳幼児健康診査未受診者への支援 再掲 (P.119)
◇育児支援家庭訪問事業の実施 再掲 (P.56)
◇母子健康手帳発行時の面接や家庭訪問指導の実施 再掲 (P.113)
◇医療機関と保健センターの連携による妊娠・出産期からの家庭支援の強化
新規 再掲 (P.114)

131 乳幼児健康診査未受診者等養育上の問題を抱える家庭への支援

乳幼児健康診査未受診者や養育上の問題を抱える家庭に必要な支援を提供するために、保健師等による家庭訪問など積極的な支援を行います。

<保健福祉局>

- 【主な取組】 ◇すべての乳幼児健康診査未受診者への支援
◇育児支援家庭訪問事業の実施 再掲 (P.56)
◇母子健康手帳発行時の面接や家庭訪問指導の実施 再掲 (P.113)
◇医療機関と保健センターの連携による妊娠・出産期からの家庭支援の強化
新規 再掲 (P.114)

132 母親の育児不安軽減と孤立化防止

母親の心身の健康状態に支援が必要な家庭に、保健師等による家庭訪問など継続した適切な支援を実施することにより、心身の健康の確保に努めます。

<保健福祉局>

- 【主な取組】 ◇新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）における保健指導などの実施 新規（推進中） 再掲 (P.55)
◇育児支援家庭訪問事業の実施 再掲 (P.56)
◇保健センターやこころの健康増進センターで行うこころの健康相談 再掲 (P.113)

133 多胎児を養育する家庭への支援

近年、多胎妊娠が増加していることを踏まえ、上記施策の実施に当たっては、多胎妊娠についても配慮したものとすのほか、民間団体等とも連携しながら各種教室、交流会の開催等、適切な支援を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】◇民間団体、地域との連携による、学習会、交流会等の開催 新規

134 乳幼児期からの歯と口の健康づくりの推進

親が乳幼児期から生涯を通じた歯の健康づくりに積極的に取り組めるよう、歯科相談事業を充実し、個別及び集団での歯の生えはじめからのフッ化物応用を推進します。

また、むし歯の原因となるミュータンス菌は、乳幼児期に育児を通して感染することから、育児にかかわる保護者（保育者）が、子どもの健康な歯と口の発達のため歯科健診を受診できよう支援を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】◇乳幼児の歯科相談、健診、指導

◇子どもの歯の成長記録ノート「歯ッピーパスポート」の配布（8か月児）

新規（推進中）

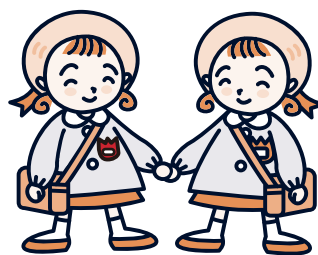
◇8か月児健康診査での歯科保健指導 新規（推進中）

◇京都市集団フッ化物洗口支援事業 新規（推進中）

◇成人・妊婦歯科相談

135 地域・関係機関の連携強化 再掲（P.43）

「第2章（1）児童虐待対策の推進」に記載（P.43）

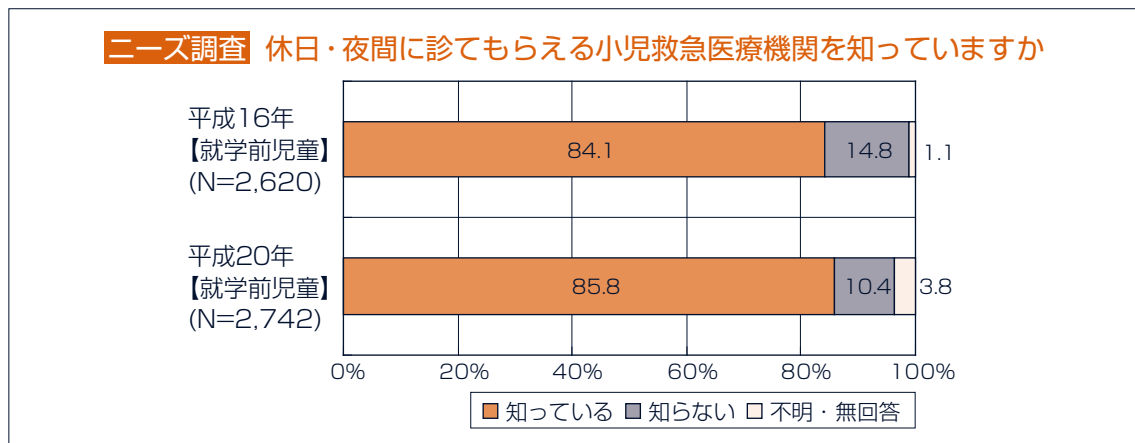


(4) 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実

現状と課題

子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図ること、特に、休日・夜間における小児救急患者を受け入れる小児救急医療体制の整備を推進することは極めて重要な課題です。

京都市においては、この間、京都市急病診療所の小児科診療の診療日・受付時間を拡充するなど、その体制強化に取り組んできました。ニーズ調査においても、「休日・夜間に診てもらえる小児救急医療機関を知っている」との回答が85.8%を占めており、前回ニーズ調査に引き続き、高い認知度となっています。今後も引き続き、小児救急医療体制の充実を図るとともに、より適切な受診に向けて、子どもの病気や事故について、家庭において適切に判断、対応するために必要な知識や技術の普及・啓発を図る必要があります。



とりわけ、子どもの事故に関しては、1歳から14歳までの死因順位第1位は疾病ではなく「不慮の事故」となっており、「子どもの生命や健康を脅かす最大の敵は、病気ではなく事故である」ことが明らかです。

(年齢別にみた死亡順位)

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
年齢	死因	死亡数 死亡率 構成比	死因	死亡数 死亡率 構成比	死因	死亡数 死亡率 構成比	死因	死亡数 死亡率 構成比	死因	死亡数 死亡率 構成比
0歳	先天奇形等	998 91.5% 35.7%	呼吸障害等	378 34.6% 13.5%	乳幼児突然 死症候群	154 14.1% 5.5%	不慮の 事故	142 13.0% 5.1%	出血性 障害等	128 11.7% 4.6%
1～4歳	不慮の 事故	163 3.8% 17.2%	先天奇形等	160 3.8% 16.9%	悪性 新生物	94 2.2% 9.9%	肺炎	54 1.3% 5.7%	心疾患	52 1.2% 5.5%
5～9歳	不慮の 事故	128 2.2% 22.9%	悪性 新生物	105 1.8% 18.8%	その他の 新生物	39 0.7% 7.0%	心疾患	37 0.6% 6.6%	先天奇形等	36 0.6% 6.5%
10～14歳	不慮の 事故	114 1.9% 22.1%	悪性 新生物	109 1.8% 21.1%	自殺	58 1.0% 11.2%	心疾患	23 0.4% 4.5%	その他の 新生物	20 0.3% 3.9%

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「平成20年人口動態統計月報年計(概数)の概況」

これまで、子どもの事故は偶発的に起こるため防止が不可能であり、あきらめなければならぬ不幸な出来事であるとされてきましたが、最近では、子どもの発達段階に応じた行動パ

ターンと密接な関係があり、大人がそれらを理解して的確な対応を行うことにより防止できるものと考えられています。京都市においては、2004（平成16）年8月に全国に先駆けて「京都市子ども保健医療相談・事故防止センター」*（愛称：京（みやこ）あんしんこども館、以下「センター」という。）を設置し、この間、子どもの事故防止に関する様々な取組を推進してきました。

※「京（みやこ）あんしんこども館」

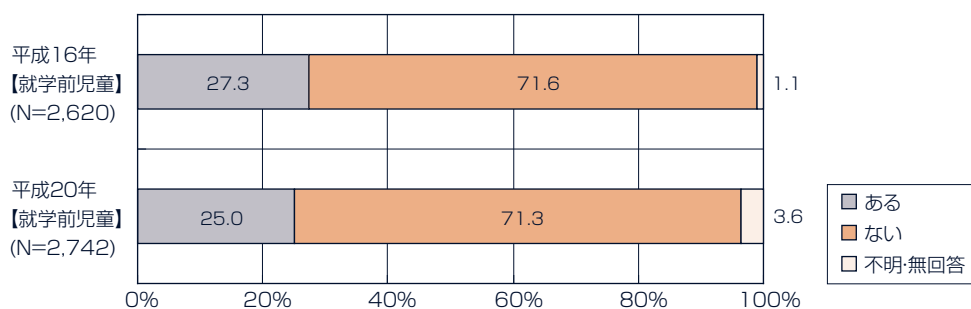
小児科医師、保健師、看護師が電話や個別面談で子どもの発育、発達、子育て不安や予防接種、病気などについて相談を受けアドバイスを行っている。また、子どもの不慮の事故、特に家庭内で起こる誤飲や転落、やけど、溺水事故について、どのようにして起こり、防ぐためにはどのようなことに注意したらよいのか、家庭を再現したモデルルーム（子どもセーフティハウス）の見学や説明を行っている。

その他、子どもの心肺蘇生法講習会や自転車用ヘルメットとチャイルドシート使用講習会を開催しているほか、来館者には、子どもの事故防止に関する知識の普及・啓発冊子「こどもを守ろう～こどもの事故～」を配布している。

また、同館で作成した子どもの不慮の事故防止と応急措置に関するテキスト「子どもの事故防止実践マニュアル」及び「子どもの事故の応急手当マニュアル」については、新生児を養育するすべての家庭に送付している。

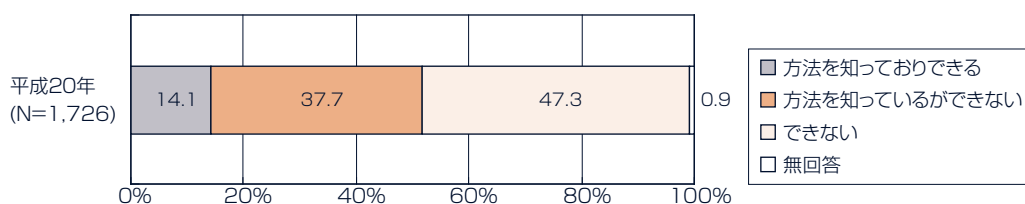
ニーズ調査によると、子どもが事故（転倒、交通事故、やけど、誤飲、溺水等）にあった経験があるとする回答は25.0%と若干低下するとともに、約9割がベビーシート・チャイルドシートを着用するなど子どもの事故防止や健康のための対策を心がける意識の向上がうかがえます。一方、母子保健に関する調査によると、万一の事故の際、乳幼児の心臓マッサージや人工呼吸ができるとの回答は14.1%にとどまっている実態があり、より多くの保護者や保育所等子どもに関する施設の関係者に対し、子どもの事故防止に関する知識や応急手当法の普及・啓発を図っていく観点から、保健センターにおける各種健診やプレパパ・ママ教室との連携、地域における安全講習会の活用など、子どもの大切な「いのち」を守るため、センターとの適切な役割分担のもと、更に効果的な事業展開が求められています。

ニーズ調査 お子さんは、いままでに事故にあったことがありますか



母子保健に関する調査

乳幼児の心臓マッサージや人工呼吸を、お子さんに行うことができますか



施策を展開する今後の方向性

今後もセンターを中心に、子どもの事故防止に関する積極的な情報収集・分析を行うとともに、センター、保健センター及び地域がそれぞれ適切な役割分担のもと、保護者や子どもに関する施設の関係者が、子どもの病気や事故について適切に判断、対応するために必要な知識や技術の普及・啓発を図ります。

とりわけ、万一事故が発生した際の子どもの救命については、救急医療体制の整備はもとより、身近な保護者等が的確な初期対応(応急手当)を行うことにより大きく改善されることから、より多くの保護者や関係者が心肺蘇生法等の技術を習得できるよう、講習会開催方法の見直しも含め、効果的な取組を推進していきます。

また、疾病予防に向けた予防活動を推進するほか、地域で生活する心身の健康や発達に関して課題のある長期療養児への支援については、保健師の家庭訪問による療育相談等を実施し、より生活の質に配慮した支援を推進します。

【施策・主な取組】(000=重点施策, 000=推進施策)

136 小児救急医療体制の充実

容態の急変しやすい小児の救急医療に対応していくため、初期救急医療における診療体制の充実と家庭において適切に判断、対応できる必要な知識や技術を提供します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇休日・夜間・平日準夜帯の医療体制整備

◇深夜帯における医療体制整備の検討 新規

◇親子の健康づくり講座の実施 新規(推進中) 再掲(P.113)

137 子どもの事故防止と応急手当に関する取組の充実

家庭や地域における事故を防止するために、子ども保健医療相談・事故防止センター「京(みやこ) あんしんこども館」を活用し、事故防止について市民への積極的な普及啓発を行います。また、家庭や地域、保育の現場における応急手当や心肺蘇生法等生命を救う知識と技能の普及啓発を推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇子ども保健医療相談・事故防止センター「京(みやこ) あんしんこども館」における事業の実施

◇「子どもの事故防止実践マニュアル」お届け事業

◇すくすく子育て情報発信事業の実施 再掲(P.56)

◇親子の健康づくり講座の実施 新規(推進中) 再掲(P.113)

◇保健センターで行う母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査、相談、指導、情報の提供

◇保育所や幼稚園など子どもを預かる施設における事故防止に向けた環境整備と子どもへの指導

◇警察が行う交通安全教室等

138 病気回復期の子どもを持つ親への育児支援

病気回復期にある子どもを家庭で保育できない方のために、一時的な保育を実施しています。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇乳幼児健康支援デイサービス事業（病後児保育）

139 障害のある子どもや長期療養児の支援の充実

障害のある子どもや慢性疾患等による長期療養児が、地域で安心して暮らせるよう、日常生活等の問題に関する相談支援や医療給付を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇保健師の家庭訪問による療養相談等の支援

◇小児慢性特定疾患治療研究事業の実施

◇自立支援医療（育成医療）給付

◇未熟児養育医療給付

140 乳幼児突然死症候群（SIDS）予防の推進

発生を防ぐために正しい情報や知識を普及するとともに、発生頻度を高める一つの要因である、親の習慣的喫煙に対して、受動喫煙防止の普及啓発を推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇すくすく子育て情報発信事業の実施 再掲（P.56）

◇親育ち本「すくすく子育てアドバイス!」の発行 **新規（推進中）** 再掲（P.56）

◇親子の健康づくり講座の実施 **新規（推進中）** 再掲（P.113）

◇受動喫煙防止の普及啓発 再掲（P.114）

141 予防接種の取組の推進

定期の予防接種などを実施するとともに、接種率向上のための普及啓発に取り組みます。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇予防接種事業の実施

◇乳幼児健康診査における普及啓発

◇親子の健康づくり講座の実施 **新規（推進中）** 再掲（P.113）

◇すくすく子育て情報発信事業の実施 再掲（P.56）

◇親育ち本「すくすく子育てアドバイス!」の発行 **新規（推進中）** 再掲（P.56）

(5) 望ましい食生活を営む力をはぐくむための環境づくり

現状と課題

子どもの食は、心身の成長及び人格形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健康で豊かな人間性を育んでいく基礎となることから、大変重要です。しかし、朝食の欠食等生活習慣の乱れ、栄養の偏り、家族等と楽しく食卓を囲む機会の減少など「食」を取り巻く様々な問題が生じています。

食をめぐる状況の変化に伴う様々な問題に対処していくため、国は2005（平成17）年6月、「食育」に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること等を目的として、食育基本法を公布しました。

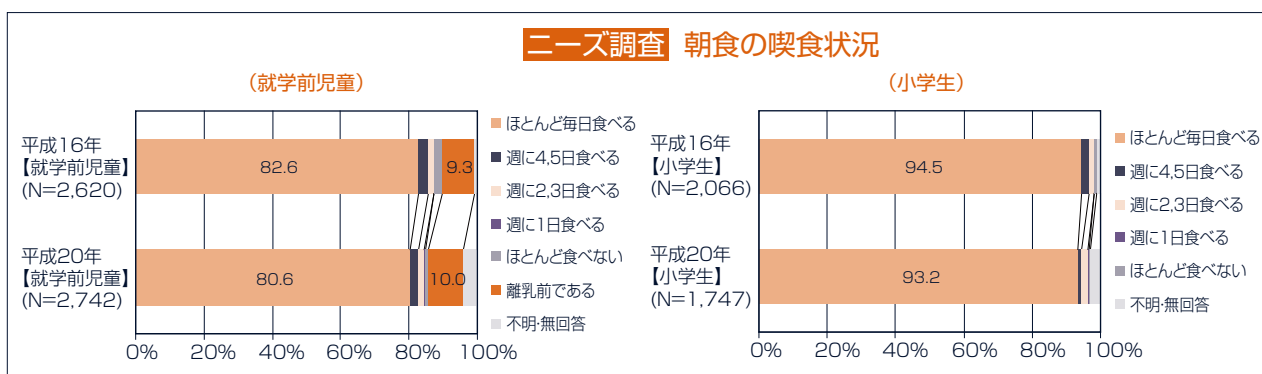
京都市では、2007（平成19）年1月に、「京（みやこ）・食育推進プラン」を策定するとともに、保育所、幼稚園、学校、PTA、地域組織、保健センター、保健医療機関、生産者、食品流通産業、行政等の関係機関・団体からなる京都市食育推進協議会を設置し、連携しながら社会全体で取り組む食の環境づくりに取り組んでいます。食は広がりのある分野であるため、様々な取組が重なり合い、補い合うことにより、その広い食の世界を子どもが体験し、食への興味や関心を高めることができます。食育を継続的に進めていくには関係機関が十分な連携を図ることが求められます。

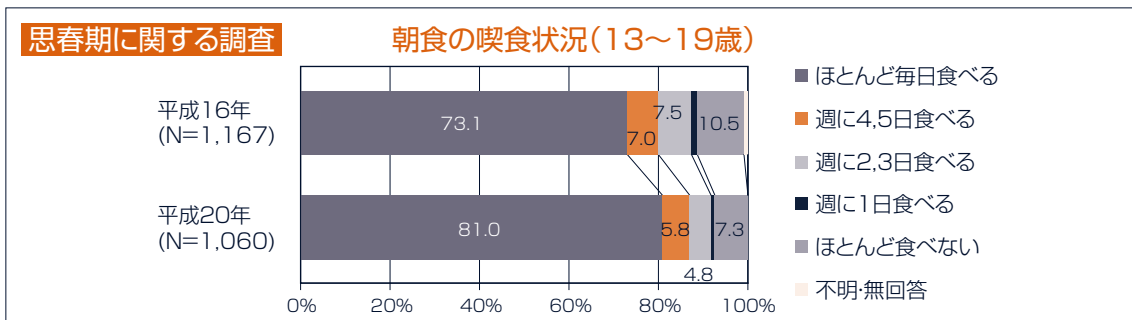
ア 朝食の喫食状況

ニーズ調査及び思春期に関する調査によると、朝食について「ほとんど毎日食べる」が就学前児童で80.6%、小学生で93.2%、13～19歳で81%となっています。2004（平成16）年度の前回調査と比較すると、就学前幼児と小学生では「ほとんど毎日食べる」が少し減っていますが、13～19歳では増加しました。

就学前幼児は保護者が食事を提供しなければ食べることができないため、保護者自身が食に対する関心と理解を深め親子で朝食を食べる取組が必要です。基本的な生活習慣の乱れが、小学生や思春期の子どもの学習意欲や体力、気力の低下の一因となっていることが指摘されており、「早寝早起き朝ごはん」等の運動を継続する必要があります。

また、合わせてバランスのとれた朝食の重要性を認識する取組も重要です。



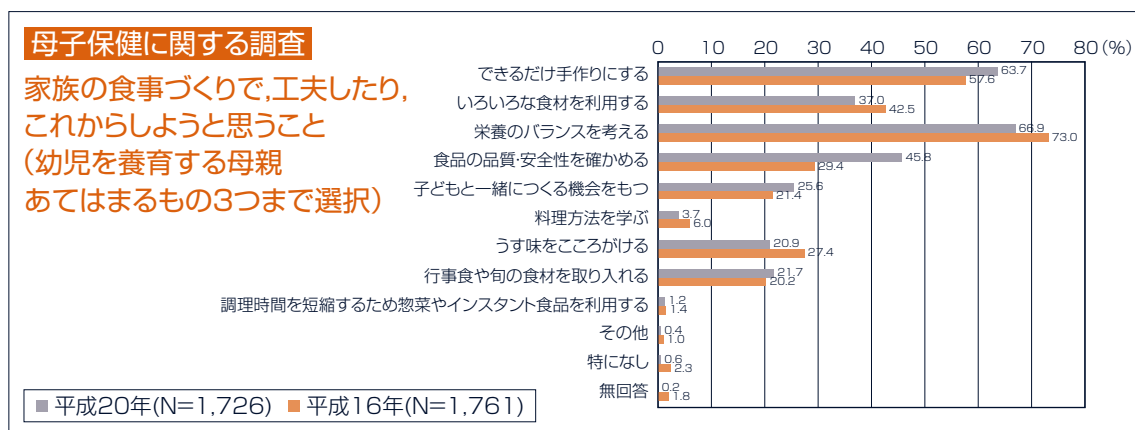


イ 家庭の状況

a 家族の食事づくりで、工夫したり、これからしようと思うこと

母子保健に関する調査によると、家族の食事づくりで、工夫したり、これからしようと思うことは、「栄養のバランスを考える」、「できるだけ手作りにする」が多く、「食品の品質・安全性を確かめる」が前回調査と比較すると大きく増加しています。

食品は安心・安全であることが前提ですが、法令に定められた表示を適正に実施するなど、正確な情報提供を行う必要があります。

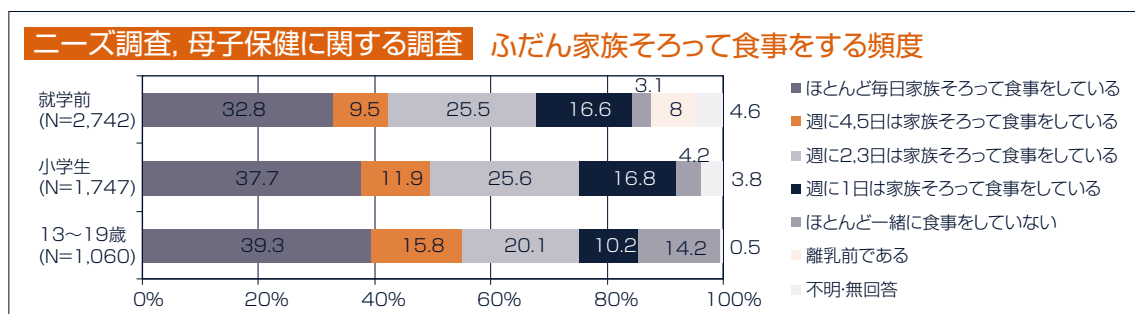


b 家族そろって食事をする頻度

ニーズ調査及び思春期に関する調査によると、家族そろって食事をする頻度については、「ほとんど毎日家族そろって食事をしている」は前回調査と比べると就学前ではほぼ同じで、小学生で少し減り、13～19歳では少し増加となっています。

「ほとんど一緒に食事をしていない」は就学前で3.1%、小学校4.2%、13～19歳で14.2%となっており、前回調査と比べると減少しています。

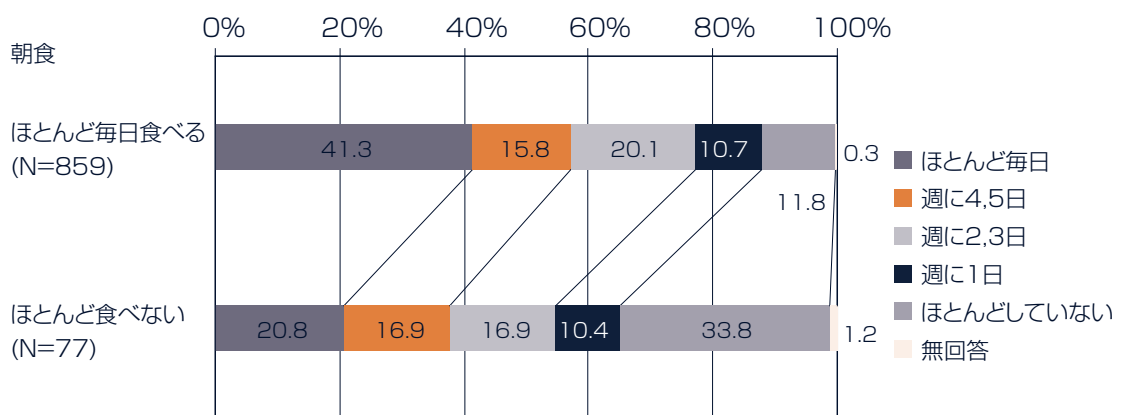
食べることの喜びは、料理のおいしさと共に、家族と共に食事をする楽しさが結びついています。家族団らんの機会を増やすためにも、働き方の見直しによる「ワーク・ライフ・バランス」の推進を図る必要があります。



また、思春期に関する調査結果によると、13～19歳の食事状況について、朝食を「ほとんど毎日食べる」と回答した方が、家族そろっての食事を毎日している割合が高くなっています。(「家族そろっての食事をほとんど毎日している」41.3%、「家族そろっての食事をほとんどしていない」11.8%) 一方で、朝食を「ほとんど食べない」と回答した方は、家族そろっての食事をほとんどしていない割合が高くなっています。(「家族そろっての食事をほとんど毎日している」20.8%、「家族そろっての食事をほとんどしていない」33.8%)

1日3食をきちんと食べ、さらに、家族そろって食べるためには、各種の子育て支援や仕事と生活の調和等によるため、様々な環境整備が必要です。

思春期に関する調査 朝食の摂取と家族そろっての食事状況(13～19歳)



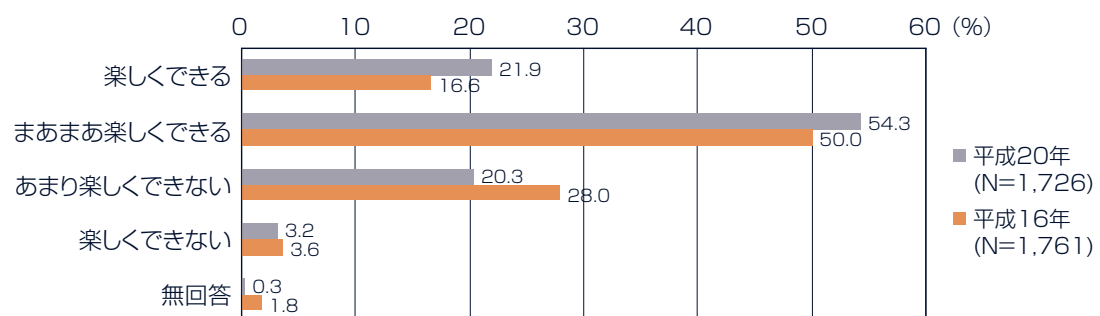
c 家族の食事作り(乳幼児を養育する母親)

母子保健に関する調査によると、家族の食事作りが「楽しくできる」「まあまあ楽しくできる」を合わせると2008(平成20)年度では76.2%となっています。前回調査では合わせて66.6%であり、1割近く増加しています。

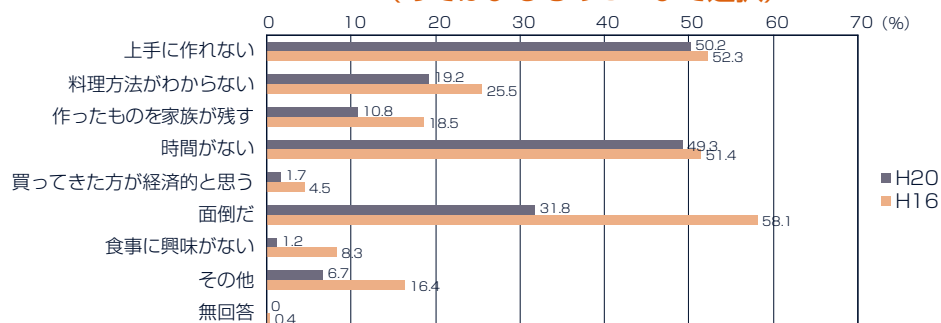
楽しくできない理由としては、前回調査と比較して、「面倒だ」が大きく減少し、「上手に作れない」が最も多くなっており、調理技術を身に付ける必要があります。また、自らの食事を自分で作ることができることは、基礎的な生活技術として重要です。

母子保健に関する調査

食事づくりが楽しくできる



**母子保健に関する調査 食事作りがあまり楽しくない、または楽しくない理由
(あてはまるもの3つまで選択)**



d 健康食品等の利用状況

13～19歳で、栄養素を強化したり、ダイエットを目的とした食品や飲料または、錠剤やカプセルを週1回以上利用している人は、男性13.7%、女性10.0%で、男性では16～17歳、女性では14～15歳、17～18歳の利用頻度が高く、利用する理由としては、男性①運動能力を高めたい②栄養が足りないと思うから、女性では①栄養が足りないと思うから②肌荒れが気になるから、が高くなっています。

健康食品等の正しい知識を身につけ、まずは、1日3食をバランスよく食べることを基本にすることを学ぶことも重要です。

施策を展開する今後の方向性

食べることは、生後すぐからの授乳にはじまり、生涯健やかに暮らすためには切り離すことができないものです。特に子どもについては、発育・発達過程に配慮し、「食事のリズムがもてる」、「食事を味わって食べる」、「一緒に食べたい人がいる」、「食事づくりや準備にかかわる」、「食生活や健康に主体的にかかわる」等“楽しく食べる子どもに”はぐくむことが重要です。

また、子どもは次世代の親となるものとの認識の下に、食育を通じて豊かな人間性を形成し、豊かな食体験からはぐくまれた健全な食の営みが、更に次世代への食育として引き継がれるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成に社会全体で取り組む必要があります。

今後とも、「京（みやこ）・食育推進プラン」にも基づきすべての子どもが心身共に健やかに育ち、“楽しく食べる子どもに”はぐくむための環境づくりを推進していきます。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策、**000**＝推進施策）

142 「早寝早起き朝ごはん」の推進

1日の食事のリズムを見直し、規則的な生活リズムに改善するように保護者と子どもに様々な機会を通じて啓発するとともに、「朝食を毎日家族そろって食べよう」等をスローガンに子どもの生活、食事の状況を把握し、それぞれの家庭に合った支援を保健センター、保育所、幼稚園、学校等が継続的に取り組みます。

<保健福祉局、教育委員会>

- 【主な取組】 ◇乳幼児健康診査等における啓発と指導
◇簡単朝食メニューカードの作成 **新規**
◇保育所、幼稚園、学校における啓発

発育・発達段階に応じた食育の推進

143 妊娠期・授乳期・乳児（離乳）期における食育の推進

出産前から適切な食生活を学習し、乳児期からの授乳や離乳食等望ましい食習慣の定着を図るための支援をします。

＜保健福祉局＞

- 【主な取組】 ◇親子の健康づくり講座の実施 **新規（推進中）** 再掲（P.113）
◇ふれあいファミリー食セミナー（プレママ・パパコース）の実施
◇乳児期の栄養相談・指導の実施
◇保育所を通じた食育の推進

144 幼児期における食育の推進

一生を通じて生活リズムの基礎を作る重要な時期です。食への関心が持てるよう食べる意欲を大切にして、食の体験を広げます。

＜保健福祉局、教育委員会＞

- 【主な取組】 ◇ふれあいファミリー食セミナー（わんぱくコース）の実施
◇幼児期の栄養相談・指導の実施
◇保育所を通じた食育の推進 再掲（P.129）
◇保育所における保護者や地域に対する食育の推進
◇保育所給食担当者研修会の開催
◇幼稚園から保護者への情報提供、支援
◇幼稚園で栽培、調理等の取組

145 学童期における食育の推進

食への興味や関心を深めるため、自分で理解したことを積極的に試し、様々な食にかかわる活動を体験します。また、食事のバランスや自分に合った量を学び、家族や仲間と共に食べる機会を大切にします。

＜産業観光局、保健福祉局、教育委員会＞

- 【主な取組】 ◇学校給食を通じた食育の推進
◇栄養教諭の配置
◇「学校給食にチャレンジしよう～チャレンジクッキング」の実施
◇小学校出前板さん教室の実施
◇日本料理アカデミーと連携した「日本料理に学ぶ食育カリキュラム推進事業」の実施
◇経済連やJAとの連携による 食育授業
◇児童館、学童保育所におけるクラブ活動、イベント活動の実施
◇食育セミナーの実施
◇親子で始めるメタボ予防教室の実施

146 思春期における食育の推進

将来の健康に悪影響を及ぼすことがないように、自分の身体の成長や体調の変化を知り、自分らしい望ましい食習慣や食の自己管理能力を身に付け、自分の体を大切にできる力をはぐくむ学習をします。

<保健福祉局, 教育委員会>

【主な取組】◇給食か家庭からの弁当かを選べる「選択制」による中学校給食の実施

◇学校給食を通じた食育の推進

◇「食教育主任」の中学校全校配置

◇「市立中学校教育研究会食教育部会」の設置

147 食育と歯科保健の推進

歯の生えはじめの時期から、それぞれのライフステージにおける正しい「食べ方」を導くことにより「摂食」「咀嚼^{そしゃく}」「嚥下^{えんげ}」の口腔機能の発達と健康的な顎・顔面の成長を促すとともに、規則正しい食生活の確立によるむし歯予防を図る支援を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】◇8か月児健康診査での歯科保健指導 新規（推進中） 再掲（P.120）

◇親子の健康づくり講座の実施 新規（推進中） 再掲（P.113）

◇乳幼児の歯科相談、健診、指導 再掲（P.120）

148 生産・流通関係者との交流

食べ物と生産をできるだけ近づけて認識できるよう、生産者や流通関係者等との連携協力のもと、地域の特性を踏まえた多彩な体験学習を行い、食への感謝の気持ちを育てることに努めます。

<産業観光局, 教育委員会>

【主な取組】◇食の海援隊・陸援隊の育成

◇鍋まつりの開催

◇市場見学会の実施

◇京の旬野菜推奨事業の実施

◇未来の農業サポーター育成事業

◇ミートフェアの開催 新規（推進中）

149 食の安全・安心対策の推進

保健センターが中心になり、食中毒予防のための知識や技術を伝え、また、自らに合った食品を選択する力を身に付けられるよう、食品表示の見方等の学習の機会を提供します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇ホームページ、啓発パンフレットなどで正確な情報提供

◇乳幼児健康診査や健康教育等での啓発

◇「京都市食の安全・安心に関する条例（仮称）」の策定 新規（推進中）

150 食育指導員(食育に関するボランティア)による食育の推進 新規

子どもたちへの食育の大切さや食に関する知識、経験を有した食育指導員が保育所、学校、地域等において料理教室等の体験活動を行うほか、食文化の継承や食を通じた健康づくり等の普及啓発活動を行います。

<文化市民局, 産業観光局, 保健福祉局, 教育委員会>

【主な取組】◇妊娠・授乳期、乳幼児期の食育の取組

◇保育所、幼稚園、児童館、小学校等における食育活動

◇イベントに参画

社会で取り組む食の環境づくり

京都市食育推進協議会の構成機関・団体等で連携・協力のもと、子どもの食育を一体的に推進していきます。

